

高島市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和3年度定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年2月9日

高島市監査委員 多胡 豊章

高島市監査委員 早川 康生

1. 監査の期間

令和3年9月17日から令和4年2月8日まで

2. 監査執行年月日、監査執行対象機関名および監査実施場所

監査執行年月日	監査執行対象機関名		監査実施場所
令和3年11月19日	教育委員会事務局 教育総務部	社会教育課、地域教育連携室、各公民館、高島市民会館、藤樹の里文化芸術会館、ガリバーホール、文化財課、資料館、中江藤樹記念館、教育総務課、市民スポーツ課、国スポ・障スポ大会推進課、図書館	市役所新館2階会議室4
令和3年11月22日	小中学校	マキノ東小学校	マキノ東小学校会議室
		マキノ中学校	マキノ中学校会議室
	教育委員会事務局 教育指導部	学事施設課、学校教育課、教育相談・課題対応室、教育研究所、教育支援センター スマイル、学校給食課、各給食センター	市役所新館2階会議室4
令和3年12月22日	健康福祉部	訪問看護ステーション	訪問看護ステーション
	高島市民病院		高島市民病院会議室
	介護老人保健施設 陽光の里		陽光の里会議室
令和3年12月23日	健康福祉部	健康推進課、コロナワクチン対策室、障がい福祉課、社会福祉課、くらし連携支援室、長寿介護課、地域包括支援課	市役所本館1階会議室2
令和3年12月24日	子ども未来部	子育て支援課、子ども家庭相談課、少年センター・あずくる高島、児童発達支援センター	
		大師山さくら園	大師山さくら園会議室

監査執行年月日	監査執行対象機関名		監査実施場所
令和4年1月19日	都市整備部	土木課、国県事業対策室、都市政策課、上下水道課	市役所本館 1階 会議室 2
令和4年1月20日	農林水産部	農村整備課、森林水産課、農業政策課	
		農業委員会事務局	
	消防本部		消防本部会議室

3. 監査の範囲

前回資料作成年月日から令和3年度の監査実施日までにおける財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理ならびにこれらに関連する事務の執行について監査を実施した。

4. 監査の方法

本年度の監査計画および定期監査実施計画に基づき、監査の対象となる各機関に対し、あらかじめ資料の提出を求め、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、関係諸帳簿および書類等を照合確認するとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

また、次の事項を重点的に監査を実施した。

- (1) 補助金事務の適正な執行について
- (2) 適正な契約手続きと随意契約および変更契約理由の明確化について
- (3) 公金および公金外現金管理事務の適正化について

なお、次の機関については、書類監査を実施し、実地監査については省略した。

書類監査実施機関名	
小中学校	マキノ西小学校、マキノ南小学校、今津東小学校、今津北小学校、朽木東小学校、朽木西小学校、安曇小学校、青柳小学校、本庄小学校、高島小学校、新旭南小学校、新旭北小学校、今津中学校、朽木中学校、安曇川中学校、高島中学校、湖西中学校
子ども未来部	マキノ東こども園、マキノ西こども園、今津東保育園、朽木こども園、古賀保育園、高島こども園、静里なのはな園、マキノ児童館

5. 提出資料

- 1 職員数等調書
- 2 事務分掌表

- 3 重点事務事業調
 - 4-1 請負工事契約状況調
 - 4-2 委託業務契約状況調
 - 4-3 物品購入等契約状況調
 - 4-4 土地・建物賃貸借契約状況調
 - 4-5 指定管理施設に関する調
- 5 補助金交付状況調
- 6 負担金交付状況調
- 7 過年度収入の処理状況調
- 8 各種団体等事務取扱調
- 9 保管金等調
- 10 公金現金等取扱状況調
 - 11-1 過去2か年度の監査結果および意見に対する措置等の状況調（定期監査）
 - 11-2 過去2か年度の監査結果および意見に対する措置等の状況調（財政援助団体等監査・行政監査・随時監査）
- 12 懸案その他特に苦慮する業務の概要

<学校給食センターには次の資料を追加>

- 配送先および調理食数

<小中学校には次の資料を追加>

- 学年別学級数・児童生徒数
- 施設の概要
- 寄付採納状況調
- 事故一覧表

<こども園、保育園、児童館には次の資料を追加>

- 園児数および組数等
- 施設の概要
- 寄付採納状況調
- 事故一覧表

6. 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行、または、経営に係る事業の管理について、以下の事項を除き、おおむね適正に行われているものと認められた。以下の事項については、改善が必要と考えられるので、適切な措置を講じられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

なお、口頭により指導を行った軽易な事項については、適正に対応されたい。

<学校教育課・学事施設課>

○理科薬品等の適切な管理について

理科薬品等の管理と取扱いに関する手引（滋賀県教育委員会編集）には、薬品の点検は年2回以上行い、点検時における薬品の保管量等を薬品管理簿に記入することとなっている。また、3年以上にわたって使用しない薬品については廃棄を検討し、5年間一度も使用していない薬品は不用薬品として廃棄することが定められている。

今回、実地監査を行った学校では、薬品の保管方法は適正であったものの、購入日が確認できず相当な期間が経過していると思われる薬品が確認された。

これらのことは、これまでの定期監査等で指摘をしていることから、学事施設課において各小中学校の薬品の実態把握を早急に行い、廃棄が必要な薬品の処分および新たに必要となる薬品の補充を一括して行い、適切な理科薬品等の管理がなされるよう対策を強化されたい。

また、実地監査対象校以外の学校に対しても、理科薬品等の適切な取扱いについて改めて指導し、各学校において運用が統一されるよう徹底されたい。

<社会福祉課>

○生活保護費返還金の徴収率について

生活保護費返還金において、繰越調定額に対する徴収状況を確認したところ、徴収率が極めて低い状態であった。これまで定期監査において債権管理マニュアルに基づいた適切な対応について意見をしてきたところであり、組織として居所確認や臨戸訪問を実施され、徴収体制が強化されたことは評価できるが、徴収率の向上が難しい課題となっている。今後も、債権者の状況把握を徹底され徴収率の向上にむけて取り組まれたい。

<長寿介護課、障がい福祉課、森林水産課、市民スポーツ課>

○指定管理業務における利用者アンケートの実施について

指定管理業務を実施しているマキノ白谷温泉八王子荘、安曇川障害者デイサービスセンター、安曇川総合体育館において、基本協定書第24条にはアンケート等の実施と市への報告について明記されているが、市への報告がされていなかった。また、針畑郷山村都市交流館「山帰来」および安曇川多目的グラウンドについては、アンケート等の実施がされていなかった。

これらのことは、利用者の意向が反映されずサービスの低下や事業運営に対する結果の共有・検証を行ううえで業務改善を促す重要な指標となることから、今後は、利用者アンケート等の実施と市への報告を徹底されたい。

<土木課>

○高島市河川愛護活動事業交付金の事務について

河川愛護活動は、毎年6月～9月の期間に取り組み、実施集落からは作業完了後10月31日までに実績報告書に添付資料を添えて市に報告することとなっており、実績報告書の提出があった場合は、審査および必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適当と認められるときに、交付金の額を確定し、交付申請者に通知することとなっている。

令和3年度の河川愛護活動事業交付金の状況を確認したところ、11月末現在で144件の自治会等からの実績報告に対し、交付金の額の確定通知が3か月以上遅延している状況が40件の自治会等に見受けられた。

これらのことは、実施集落への交付金の支払い事務の遅延が考えられることから、今後は、組織内での事務遂行状況の確認体制の強化と、適正な交付金事務となるよう改善されたい。

<農業政策課>

○指定管理業務における事務処理について

高島市指定管理者制度運用指針では、施設所管課は年度終了後60日以内に指定管理者から提出された前年度事業報告書に基づいて、施設の管理運営状況および実績を評価し、施設が提供するサービス向上等を目的として、評価結果を指定管理者に通知することとなっている。

今回の定期監査において評価事務の実施状況を確認したところ、令和元年度実績および令和2年度実績にかかる評価事務が実施されていなかった。

令和3年5月に実施した財政援助団体等の監査において、基本協定書に沿った運用となるよう、確認体制の強化、評価事務の実施およびスケジュール管理の徹底について、組織的な対応となるよう意見をしていることから、早急に実施状況を把握し、適正な運用となるよう改善されたい。

以上